

### 第 8 3 号議案

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定中「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

第 4 条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第 5 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 1 2 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 0 条第 1 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同条第 2 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同条第 3 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 7 6 5 円
- イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 2 7 5 円
- ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 1 0, 0 4 0 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 2, 5 5 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1, 6 5 0 円
- イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 2, 7 5 0 円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 500円

第21条中「前条の」を「前条第1項の」に、「第21条の2」を「第21条」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。」を「次号及び第3号において同じ。）及び」に改める。

第24条の2第2項中「を提示しなければならない」を「の提示を求められたときには、これらを提示しなければならない」に改める。

附則第6項中「第20条」を「第20条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項、第20条及び第21条の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第6項から第8項まで及び第10項から第17項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後のふじみ野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の軽減措置の見直し等を行うため、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。